

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター 学食・サービスセンター等	会議・委員会	教職員執務	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者の キャンパス立入
A（要注意）	緊急事態宣言等は発出されていなく、十分な感染防止対策を必要とする場合	～6/25 17時迄 キャンパス 建物入口 制限10ヶ所	●実験や実技など技術的な指導や対面を必要とする授業科目（大学、高専で取り決める）、大学のPDⅢ科目、修士研究科目及び高専の卒業研究科目は人数を制限し対面にて実施する。但し、学生は8月7日迄の授業期間中は学内活動に限る。	●学内での学外研究者との活動及びRA活動は健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で届出制にて実施できる。	●高専（白山麓）は6月19日迄の間は課外活動を禁止する。	●感染防止対策を講じた運営を行う。なお各機能・サービス時間は、別途ホームページで公表すると共に、県内の感染者状況に応じて一定の利用制限を設ける。	●感染防止対策を講じた上で、対面会議は最小限とし、オンライン会議を推奨する。	●マスクの着用、検温など、健康管理・感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。	●事前連絡と健康状態などをチェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。 ●対応者は、面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。
		6/26～8/7 原則19時迄 キャンパス 建物全入口 カード運用	●6月19日以降は、事前の届出制（出張申請・許可）のもと他県をまたぐ研究活動は、教員のみが活動できる。但し、対面授業を実施している教員は8月7日迄、担当する授業実施を優先する。	●大学、高専（金沢）は、6月25日迄の間は活動を禁止する。	●授業期間中の8月7日迄の間は、学内関係者のみの利用を可とし、卒業生、放送大学など一般の学外関係者の利用は禁止する。				
		8/8～9/22 夏期休業 時間運用 キャンパス 建物全入口 カード運用	●それ以外の科目は原則遠隔授業を実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 ●夏期休業中の集中講義は別途取り扱うものとする。	●8月8日以降、学外及び県内外の活動は一定の制限（場所、人数、内容、時間）と許可制のもとで実施できるものとする。	●8月8日以降は、夏期休業中の運用を行う。但し、その時の感染者状況などを判断し、利用制限を定める。				
B（警戒）	石川県が特別警戒県と指定されていないが、他県が独自の警報発出もしくは特別警戒県に指定されている場合	●対面授業での学外講師は禁止 ●県をまたぐ非常勤講師の対面授業は禁止	●学内の研究活動のみが許可 ●外部からの研究者受入や来所は禁止	●学外及び県内外での活動は禁止	●学外の利用者は禁止	●基本的にオンライン会議とする。	●県外への出張は禁止	●本学の学生のみ許可制にてキャンパスへの立入が許可される。	●学外者の立入を禁止
		●緊急事態宣言と特別警戒が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。	●研究所内での外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。	●全面禁止とする。	●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にはオンライン会議で実施する。	●交代制勤務もしくは在宅勤務にて運用する。	●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立入を可能とする。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品などを除き、キャンパスへの立入を禁止する。
C（高度警戒）	石川県、首都圏が特別警戒県に指定された場合	●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内での活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施(※)できるものとする。			●オンライン会議のみを可能とする。	●学園機能維持のために、必要最小限の機能以外は、基本的に在宅勤務にて運用する。	●全キャンパスの立入を禁止する。	●学園機能維持のうちライフライン関連以外の立入を禁止する。
D（緊急事態）	国が緊急事態宣言を全国に発出し、石川県を含む多くの自治体が特別警戒県に指定された場合								

※「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う課外活動、深夜（22時～5時迄）に亘る課外活動、不特定多数者との飲食等に伴う課外活動は禁止する。

注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発見された場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。